

平成30年度

第1回長浜市国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成30年5月24日（木） 午後2時から

長浜市役所 本庁3階 3-Bコミュニティールーム

平成30年度 第1回長浜市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日時 平成30年5月24日（木）午後2時～午後4時15分
- 2 場所 長浜市役所 本庁3階 3-Bコミュニティールーム
- 3 出席者 [被保険者を代表する委員] 4名  
廣部恭子委員 保積郷司委員 川瀬等委員 岡本茂委員  
  
[保険医または保険薬剤師を代表する委員] 3名  
安達貴子委員 川瀬仁史委員 室谷節子委員  
  
[公益を代表する委員] 4名  
小林治一良委員 福井正俊委員 荒田喜美子委員 野村桂子委員  
  
[被用者保険等保険者を代表する委員] 2名  
三原謙司委員 大橋弘明委員  
  
[市側、事務局職員] 15名  
市民生活部 八上部長 福永次長  
保険医療課 明石課長 中上課長代理、中島副参事、西尾主幹、宮本主査  
税務課 大谷課長、寺本副参事、青井主幹  
滞納整理課 曾我課長、松橋課長代理  
健康推進課 福永主幹
- 4 欠席者 [保険医または保険薬剤師を代表する委員] 1名  
布施隆治委員  
  
[被用者保険等保険者を代表する委員] 1名  
吉川浩司委員
- 5 署名委員 保積郷司委員 川瀬仁史委員

## 6 議事

事務局

《 会 議 録 》

《開会 午後2時00分》

本日は、皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

最初に、委員の皆様のお手元に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。本来であれば、お一人おひとりにお渡しするところではございますが、時間も限られておりますので、これにより交付に代えさせていただきます。どうかご容赦いただきたいと思います。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、平成30年度第1回長浜市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議に、保険医代表の布施委員様、被用者保険等保険者代表の吉川委員様より、所用のため欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告申しあげます。また、保険医または保険薬剤師代表の安達委員様、被保険者を代表する委員の廣部委員様より、所用により若干遅れますとのご連絡をいただいておりますので、あわせてご報告申しあげます。

本会議につきましては、資料3、14ページにあります「長浜市国民健康保険規則」の第4条第4項に、各選出区分それぞれ1名以上の出席があり、かつ、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない旨の規定があります。

本日はこの開催の要件を満たしており、会議が成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、お配りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。

会議次第、長浜市国民健康保険運営協議会委員名簿、資料1 保険医療の概要、資料2 長浜市の国保の現状、資料3 長浜市国民健康保険運営協議会資料、資料4-1 第2期長浜市国民健康保険データヘルス概要版、資料4-2 第2期長浜市国民健康保険データヘルス計画、資料4-3 平成30年度個別実施計画、資料5 今後の予定について、最後に、参考資料としまして新聞掲載資料、以上です。なお、資料3および資料4-1から3につきましては、平成29年度第3回運営協議会で配布させていただいておりますものと重複していますことを申し添えます。以上、資料はそろっていますでしょうか。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

この「国民健康保険運営協議会」の会議は、長浜市情報公開条例の規定に基づき「原則公開」とさせていただきますのでご了承ください。

なお、本日の傍聴のお申込みはありませんでした。

それでは、開会にあたりまして、副市長からご挨拶申しあげます。

副市長	【副市長あいさつ】
事務局	<p>続きまして、次第の3「委員様および職員の自己紹介」に移らせていただきます。</p> <p>今回は改選後初めての運営協議会ということで、お配りしています名簿順に、自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(委員自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。続きまして、職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(職員自己紹介)</p> <p>次に、次第の4「会長および副会長の選出」に入らせていただきます。</p> <p>資料3の14ページ、「長浜市国民健康保険規則」第3条で「公益を代表する委員」のうちから「会長」「副会長」を選出することとなっております。</p> <p>公益代表委員の方は有識者として元滋賀県健康福祉部次長の小林委員様、長浜市シルバー人材センター常務理事兼事務局長で元長浜市市民生活部長の福井委員様です。また、長浜市健康推進員協議会ご推薦の荒田委員様、滋賀県社会保険労務士会ご推薦の野村委員様の4名の方です。この4名の中から、正副会長の選任をお願いします。</p> <p>選任につきまして、どのようにすればよろしいでしょうか。お伺いします。</p>
委員	事務局案がありましたらお願いします。
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局案としまして、会長に小林委員様、副会長に野村委員様にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。異議なしということで、会長に小林委員様、副会長に野村委員様が選出されました。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、今後の会議につきましては、規則第4条第3項の規定により、会長が議長となり運営していただくこととなります。小林会長様、議長席へお願いいたします。</p> <p>(移動)</p> <p>それでは会長様、会議の進行につきまして、よろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>本日は、皆様ご苦勞様です。会長に就任いたしました小林でございます。国民健康保険の制度につきましては、さきほど副市長のご挨拶にもありましたように、他の医療保険に加入していない人すべてが国民健康保険に加入するということが、日本の国民皆保険制度を支えている基礎となる制度です。昨今、国保は財政状況が非常に厳しいことから、今年4月から財政運営については都道府県が担うように制度改正が行われたところでございます。長浜市の国民健康保険制度もいろいろと課題があるかと思いますが、みなさんと協議をしながら適正な運営が図られるよう努めていきたいと思っております。</p> <p>皆様のご協力のもと、円滑に会議を進めてまいりたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは会議次第の5「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は長浜市国民健康保険規則第7条において、議長および協議会において定めた2人の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただき、ご承認をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、今回は署名委員を 保積委員さんと湖北医師会の川瀬委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>後日事務局で作成します議事録にご署名をお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、会議次第6からは事務局からの説明になります。次第6、7まで続けて説明していただいて、後ほどご質問をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、次第6の「保険医療制度の概要について」、次第7の「長浜市の国民健康保険の現状について」、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;説明内容&gt;</p> <p>「保険医療制度の概要について」・・・ 保険医療課長</p> <p>「長浜市の国民健康保険の現状について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者、医療費の状況、ジェネリック医薬品について・・・ 保険医療課長</li> <li>・国民健康保険料について・・・ 税務課長</li> <li>・国民健康保険料の収納率について・・・ 滞納整理課長</li> <li>・健診等の状況について・・・ 健康推進課</li> </ul>
議長	<p>初めての委員会ですので、医療制度の概要や長浜市の国民健康保険の現状の説明をしていただきました。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
委員	<p>議長さん、休憩をお願いします。</p>

議長	5分間休憩します。3時40分から再開します。
	〈休憩〉 (3時35分から3時38分)
議長	それでは、再開します。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
議長	<p>長浜市国保の現状の資料2の4ページに(2)年間保険料の推移がありますけれども、平成26年度から平成29年度までずっと上がってきていますが、今年度になって13,000円下がっています。国の制度が変わって、都道府県が財政運営を担うということから、標準保険料を各市町に示してそれに基づいて積算されていることと思います。私、以前、県にいましたので、県が保険料の財政運営をするということについて反対していたことがございました。赤字を担ってしまう事業ですので、今までの市の赤字を県が全部受け取らなくてはならないということで全国的にかなり反対していたという経緯があります。しかし、それは大変ということ、国が年間3400億円を新たに補填しますということ、県にお金がきています。その分が補充されて、全体的に保険料が下がってきているということではないかと思っています。長浜市の保険料の177,100円は、県下19市町のうち、だいたいどれくらいの位置でしょうか。</p>
事務局	しばらく、お時間をください。資料を確認させていただきます。
議長	保険料が被保険者にとって気になる場所ですので、よろしくをお願いします。その他、ご質問、ご意見はありませんか。
委員	<p>埋葬料を交付するというのは、法律で決まっていますか。</p> <p>それと、ジェネリック医薬品ですが、差額を報告したということですが、薬によって差額が違うと思うのですが、技術的にそういうことができるのですか。</p> <p>それと、日本のジェネリック医薬品は諸外国に比べてどれくらいの差があるのですか。日本は2割か3割の差で、諸外国が4割、5割の差と聞いています。</p> <p>それと、重複服薬は、平成28年度は3名、平成29年度は11名訪問されていますが、どういうふうにも調べられたのですか。</p> <p>これに関連しますが、10年ほど前にレセプトの電子化ということで、国が指導されたと思います。そのときに、レセプトの電子化によって重複服薬が明確になるであろうと聞いていました。そこで、長浜市の医療機関、個人の医療機関を含めて、レセプトの電子化はどれくらい進んでいるのですか。</p> <p>それと、さきほど会計の説明がなかったのですが、予算と決算の中で、県に各市町が納付をして、県がそれに応じて交付金という形で各市へ下してこられるのですね。そうすると、平成30年度も繰越金や基金という項目が掲載されていますが、これは必要なのですか。財政運営に関してはすべて県に委ねているということなのに、長浜市で余剰金を持つ必要があるのか教えてほしいと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	大きく、4つご質問があったと思います。1つめは、埋葬料は法律で決まって

	<p>いるのか、長浜市独自での政策なのかということです。2つめは、ジェネリック医薬品の状況、3つめは、重複頻回・重複服薬についてとレセプトの電子化、4つめは、長浜市国民健康保険特別会計の基金について、今後も必要かということです。</p> <p>以上、よろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (保険医療課)</p>	<p>埋葬料につきましては、被用者保険で決まっている制度で、国民健康保険では葬祭費ということになります。葬祭費は、お亡くなりになられた方に対して5万円支給しています。これは法律に基づき、条例で決まっております。</p>
<p>事務局 (保険医療課)</p>	<p>続きまして、ジェネリック医薬品の差額についてですが、今送らせていただいているジェネリック差額通知のことかと思えます。ジェネリックに代えた場合、100円以上差がある方について、ジェネリック医薬品に代えたらお安くなりますよという通知を送らせていただいています。これについては、すべて国保連合会で計算をしていただいております。国保連合会で先発医薬品に相当する後発医薬品がある場合、その差額が100円以上になるものをシステムで抽出していただいています。そして、その方に対して差額通知を送らせていただいています。</p>
<p>委員</p>	<p>それぞれの薬によって差額は違いますよね。それを患者さんに伝えるのが可能なかどうか。100円というのも納得ができないが、可能な限り差額がはっきりした通知をしないといけないのではないですか。</p>
<p>事務局 (保険医療課)</p>	<p>100円ということには、ご意見があろうかと思えます。差額通知は、年に4回、1ヶ月あたり100円以上の差がある方に対して送らせていただいています。どこの病院に行ってもどのお薬を使われていて、それをジェネリック医薬品に代えた場合いくらになるかということをお知らせしています。それは1つの薬ではなくて、特定の月を抽出して、例えば3個お薬をもらっていらっしゃったら、3個全部買った場合1000円かかりますよという形で個別に郵送でお知らせをさせていただきます。</p> <p>重複頻回受診者の抽出の方法ですが、さきほどおっしゃっていただきましたレセプトの電子化が大きく寄与しているところです。現在、医科の分は100%電子化されています。一部、歯科とか、柔整は紙なのですが、重複頻回はメイン以下ですので、そちらは電子化されたレセプトを基に国保連合会のシステムで、1次抽出、2次抽出していただいています。例えば、3ヶ月連続して1ヶ月のレセプト枚数が3万円以上になる人や、3ヶ月連続して1ヶ月に15回以上通院している人などの基準を基に抽出しています。もちろん、診療内容が大きく違えばだめなので、一旦、抽出して人間の目で見て選定しています。例えば、同じ薬を違う病院でもらっていたら、これは重複ですねということもあります。また、ずっと同じ病院に通っていて、たまたまそこの病院が休みで風邪で他の病院に行った場合は回数が増えますが重複にはならないということになります。あとで、人間の目で見て、重複かどうかを国保連合会の方で選定をしています。</p>
<p>事務局</p>	<p>滋賀県での、長浜市の保険料の位置についてのご質問にお答えします。滋賀県</p>

(保険医療課)	<p>の市町の平均が1人あたり114,277円という算定になっています。長浜市は、19市町中14位ということで、低い方になります。一番高い市町が竜王町になっております。県が標準保険料率を決められる基準は、医療費水準を考慮してくると長浜市はやや高めになってくるはずなのですが、もう1つ、所得を勘案することになっています。滋賀県の場合は、医療費水準は勘案しない、所得水準を勘案するという事です。所得と被保険者数によって標準保険率を決めていきますので、長浜市はやや低めになります。医療費水準が勘案されてくるともう少し順位が上がってくると思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。国保特別会計についてのご質問についてお願いします。</p>
事務局 (保険医療課)	<p>資料3の1ページをご覧ください。主な会計運営が県になりましたので、市の繰越金、基金の積立金が必要ないのではないかとのご質問ですね。この繰越金は、平成27年にできたものです。平成27年から平成28年にかけて、高額薬価が引き下げられたことがありまして、このときに、医療費が若干少なくなったことから、見積もっていましたが予算の余ってきたものを積立してきている状況です。基金の積立金ですが、長浜市として、非常に運営が苦しいので計画的に積み立ててきて平成29年度に最後の積み立てを行いました。この繰越金と基金の積み立てをどうするのかということにつきましては、まだしっかり方針は決まっておられません。今年度は、長浜市の保険料が広域化によって下がりましたが、1人当たり医療費が今後も伸びてきますので、保険料は順次上がってくるだろうと予想しております。全県下どの市町も一人当たりの医療費は伸びてきている状況です。そのような中、標準保険料率というのは県で示されるのですけれども、保険料の額と賦課・徴収は、まだ市町村の決定権限ですので、県から標準保険料率は示され、それが前年度と比べてあまりにも差があって国保の会計が非常に苦しい状況になったときに、その基金や繰越金を使うということも考えられます。これを本当に使う必要がないのかどうかということは、若干、推移を見守る必要があるのかと思っております。以上のことから、まだ掲げております。</p>
委員	<p>掲げているというより、30年度も計上されていますが、これは、必要あるのですか。繰越金も積立金も積み立てていく方針でやっているのですか。平成30年度は必要がないのではないかと思います。</p>
議長	<p>10番の基金積立金、1,141千円についてお尋ねですね。</p>
事務局 (保険医療課)	<p>これは、利息です。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>そのほか、ご質問等ありませんか。はい、どうぞ。</p>



委員	<p>資料3の1ページの「平成29年度決算見込み・平成30年度歳入歳出予算について」ですが、平成30年度の予算の歳出の青色になっている部分が県への納付金ということですね。ということは、これに見合う保険料を徴収しないといけないということではないのですか。</p> <p>保険料納付金を納めないといけないということは、この金額だけ保険料として徴収する必要があるのではないのですか。収入を見ますと、保険料が23億円で、差が7億円ほどあるのですが、この穴埋めを一般会計の繰入金で賄っているように見えるのですが、一般会計からというのはそもそも市民の税金から入れることと思うのです。一応、法定で認められているものなのですが、本来でしたら、一般会計の繰入金を極力少なくしていくべきではないでしょうか。そういう状況で、今年度、保険料を下げられたというのは違和感があります。そのへんはどうお考えでしょうか。</p>
議長	<p>資料の1ページ、歳入が23億5千万円、歳出の保険事業費納付金が30億4700万円ということで、7億円差があるということですね。集めている以上に払っていると、その分を繰入金が8億6200万円ありますので、それを充当するということかと思いますが、これは制度のルールがあるのかと思います。そのあたり、説明をお願いします。</p>
事務局 (保険医療課)	<p>制度について説明させていただきます。まず、納付金を払うための原資というところからご説明させていただきます。2ページをご覧ください。</p> <p>2ページの上の方はどのようにして納付金が決まるかということで、下の方はその納付金を払うためにどのようにして保険料を決めていくかということの説明をしています。納付金の隣の事業費、その横の市町個別の公費等がありまして、実は、納付金を払うほかに、保険料以外に、市町に対して直接、国や県からの補助金がありますので、その分というのは、納付金と比べるとその分安くなるということがまず1つございます。そして、一般会計繰入金8億円ぐらいあるのですが、実は、その中の大部分は国県の公費で、からくりがありまして、国県から市町の一般会計に対して国保特別会計分として補助金が支払われているというものがありますので、一般会計をトンネルして国保特別会計に入ってきているものがあります。8億円の中の半分以上がそれを占めてまして、残りの分というのは人件費であったり、事務費であったり、出産育児一時金などのなかで、法定として繰り入れべきとされているもの、あるいは地方交付税として総務省から一般会計に直接入ってくるもの、それもまた、補助金とは違いますが、地方交付税としてトンネルしてこちらに入っているものといったものがあります。今、おっしゃっていただいた一般会計からの繰入を極力減らすべきという意見は国の方も同じで、決算を補填するため、保険料を下げるため、そういったもので一般会計から繰り入れするのは削減をしていくようにと、それは赤字とみなしますよということで国はおっしゃっています。削減していくようにとのことではありますが、長浜市では決算を補填するために一般会計から繰り入れているものは一切ありません。いろいろある法律であったり、一般会計に直接トンネルしてもらったり、そういったルールのなかでやり繰りをさせていただいているということになっていまして、これもあわせて納付金の原資となっている状況です。</p>

議長	赤字補填するための一般会計の繰入金ではないということですね。 そのほか、ご質問、ご意見ありませんか。
委員	資料1の2ページの、医療費の患者負担についてですが、70歳から75歳まで2割負担、3割負担とありますが、2割負担は、年金生活と低所得者の負担割合、3割というのは所得のある方、例えば、会社を退職されて農業を始められたとか3割ぐらいあると思うのですが、その額はどれくらいですか。
議長	現役並み所得者の3負担となる人の所得はどれくらいということですね。
事務局 (保険医療課)	2割と3割の区分ですが、所得ベースで145万円以上の方になっております。所得は、収入から必要経費等を引いていますので、収入そのものではありませんが所得ベースで145万円以上の方が3割負担となります。
議長	その他、ご質問、ご意見ありませんか。
委員	税務課の方がいらっしゃいますので、所得とか収入とかお聞きしたいのですが、平均的な世帯の所得130万円というのは、年金収入でどれくらいになるのでしょうか。
事務局 (税務課)	65歳以上の年金をもらっていらっしゃる方につきましては、120万円の控除があります。仮にお1人の方が所得130万円を収入ベースになおしますと、120万円プラスした250万円もらっておられれば、この所得130万円という額になります。
委員	2人の場合はどうなりますか。
事務局 (税務課)	お2人が年金をもらっておられますと、それぞれに120万円の控除がありますので、仮に、奥さんの年金が120万円でしたら、所得はゼロという計算になります。
委員	滞納世帯についてお聞きしたい。平成29年6月1日現在、1,736世帯が滞納世帯ですが、国保料と国保税は滞納期間も違うと思うのですが、滞納者については、どれくらいで時効になるのですか。
事務局 (滞納整理課)	長浜市は国民健康保険料としています。保険料については、時効は2年です。合併前の町の時代には税方式でやっていたところがあり、税の場合は時効年限が5年となります。滞納については、2年なり5年で時効が来たから納めなくていいということではなくて、滞納整理課の立場としては、時効を中断させています。時効を中断させますと、中断した翌日から更に2年なり5年延びるのですが、中断させて完納に導くということが我々の仕事でございます。そういう形で滞納整理活動を進めております。

議長	よろしいでしょうか。 時間がまいってきましたので、どうしてもというご質問はありませんか。
議長	それでは、次第8「その他」に移ります。事務局から連絡事項等ありますか。
事務局 (保険医療課)	はい、では連絡をさせていただきます。 ・今後の予定について説明(資料5)
議長	ただいまの連絡事項等について、ご質問等ございませんか。 以上で本日の会議予定はすべて終了いたしました。 みなさん、第1回目から長時間にわたりありがとうございました。 これで第1回国民健康保険運営協議会を終わりたいと思います。
事務局 (保険医療課)	議長様、ありがとうございました。 では、これで会議を閉じさせていただきたいと存じます。 長時間にわたりありがとうございました。  《閉会 午後4時15分》

長浜市国民健康保険規則第7条第2項の規定により下記に署名する。

平成30年5月24日

長浜市国民健康保険運営協議会議長

小林 治一良

署名委員

保積 郷司

署名委員

川瀬 仁史